

農地パトロールの結果に基づき、現在、遊休荒廃農地の所有者等の各戸訪問を実施！！

# 栗東市農業委員会

発行日：令和4年3月10日  
発行：栗東市農業委員会  
所在地：栗東市安養寺1-13-33  
TEL077-551-0319 / FAX077-551-0148

三二広報

## 地域の課題農地照会について(お願い)

栗東市農業委員会は、農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たすため、農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、ともに協力し、地域農業の現状を把握、分析し、課題解決に向け、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、「遊休農地の発生防止・解消」に取り組んでいます。

毎年実施している課題農地の照会について、今年度も各農業組合長様宛てにご依頼させていただく予定をしております。

この照会結果を基にパトロール、また解消に向けての働きかけを実施しますので、お住まいの地域に気になる農地がありましたら、農業組合長様、または各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員までお知らせ下さいますようお願いいたします。



## 家族経営協定が締結されました！

令和3年12月1日に当委員会の中島豊勝委員が家族経営協定を締結されました。

家族経営協定とは、家族で取り組む営農経営について、各々の役割や、就業状況などを話し合いながら取り決めるものです。これにより経営移譲がスムーズになるほか、家族全員の経営意識が向上する等のメリットがあります。

中島委員は、息子である啓之氏と連名での認定農業者であり、今回の協定は、中島委員、啓之氏、中島委員の妻である晶子さんとの3者での協定書です。

コロナ禍、また本人のご意向もありセレモニーは開催されませんでした。栗東市農業委員会と滋賀県大津南部農業農村振興事務所が立会人となり、協定書への調印を行いました。



▲左から啓之氏、晶子氏、中島委員

# 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段面積について

農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権移転（売買、贈与等）または権利の設定（賃貸借等）を許可する要件の一つに、譲受人（借人）は、申請地を含めた農業経営面積が50a以上、必要とする下限面積が設定されています。

令和3年9月10日に招集した第14回栗東市農業委員会総会において、著しく農地の減少がみられる地域の農地の権利移動等を円滑にし、農業経営ができるよう、農地法第3条第2項第5号の規定により、協議をしました結果、栗東市における別段面積は下記の通り「変更無し」と決定しました。

## 【栗東市における農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段面積】

別段面積を設定する地区名	別段面積の基準別 (則17条)	別段面積 (単位：a)	設定面積 変更日
坊袋、川辺、安養寺一～八丁目、上鉤、下鉤、小柿、中沢、手原一～五・七・八丁目、大橋一・四～七丁目、縷、苅原、笠川、霊仙寺一・二・六丁目、小平井	1項	30a	R3.9.10

# 令和3年中の農地の移動等について

令和3年中（1～12月）に、農業委員会が審査した件数と対象面積を、右表のとおり報告します。

農地転用や公共事業による農地の改廃により、この1年で農地は約17ha減少し、市内の農地面積は630ha余りとなりました。

なお、市街化調整区域における農地転用の申請は全24件中、許可24件、不許可0件でした。

農地法内容		件数	面積(a)
3条 (農地の状態)	所有権移転による移動	23	372
	賃借権等による権利の移動	2	5
4条 (自己転用)	転用許可(市街化調整区域) ①	13	47
	転用受理(市街化区域) ②	26	53
5条 (権利移動を伴う転用)	転用許可(市街化調整区域) ③	11	169
	転用受理(市街化区域) ④	42	1429
18条	合意解約	19	501
農地転用計(①+②+③+④)			1698

# 農地転用の手続きはお済みですか？

農地を農地以外のものに転用する際や造成などを行う場合には、農地法に基づく申請、又は届出が必要です。

無断で転用を行うと、農地に復元していただく必要があります。

さらには、法律により3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が科される場合があります。転用をご検討の場合には、農業委員会事務局へご相談ください。

また相続時等、現況が農地以外のものになっていて、登記簿が田、畑のまま残っていることが判明した場合にも併せてご相談ください。



# 栗東市チャレンジ農業塾のお知らせ



栗東市では、JA レーク滋賀や市、県等が協力し、就農希望者の円滑な就農に資する目的として栗東市チャレンジ農業塾を開講しています。

令和3年度の栗東市チャレンジ農業塾については、「ミニトマト」、「ぶどう」、「カーネーション」の3つのコースが実施され、ミニトマトは2名、ぶどうは4名、カーネーションは1名の受講がありました。受講生は各々のコースにおいて、基本的な技術、栽培方法など研修されました。

令和4年度も栗東市チャレンジ農業塾が開講予定であり、「ミニトマト」「小菊」「ぶどう」「いちじく」「カーネーション」に加えて、新たに「いちご」コースを追加予定です。



募集については、4月上旬から5月末頃までとなり、6月上旬に面談を経て受講が決定します。受講をご希望の方は、下記までお問い合わせください！



JA レーク滋賀 077-552-0575 栗東市農林課 077-551-0124 栗東市農業委員会事務局 077-551-0319

## ～農業者年金に加入しませんか～

農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的をあわせ持つ少子・高齢化に対応した農業者のための年金制度です。

### ○ 農業者の方なら広く加入できます。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

### ○ 少子高齢化時代に強い年金です。

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

### ○ 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位の自由選択）。

さらに、今年からは若い農業者が加入しやすいよう、35歳未満で、認定農業者に該当しない等一定の条件をみたす方は納付下限額が1万円に引き下げられました。

### ○ 終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

### ○ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料の控除の対象となります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

詳しくは、栗東市農業委員会事務局までご連絡ください。

または、独立行政法人農業者年金基金のホームページにも詳細がありますのでご覧ください。栗東市農業委員会事務局 [TEL:077-551-0319](tel:077-551-0319)

#### ★加入者の声★

- ・貯金代わりに積立しています！
- ・節税効果が魅力的に感じます！



《 第 2 3 期栗東市農業委員会委員 ◆ 第 2 期栗東市農業委員会農地利用最適化推進委員 》

農地法に基づく申請・届出その他関係書類の

# 現 地 確 認 担 当 一 覧

農地法に基づく申請や届出等の手続き書類の現地の判断や、農地等に関するご相談は、下記の担当が対応します。  
(担当期間：令和2年7月20日～令和5年7月19日)

区 域	担 当 集 落 名	職	担 当	連 絡 先	副担当
金 勝	山入・辻越・中村	農地利用最適化推進委員	山本 益造	077-558-1650	竹村
	蔵町・東坂	農地利用最適化推進委員	竹村 明	077-558-1734	山本
	井上・観音寺	農業委員	井上 幹雄	077-558-0555	青木
	上向・下向・川南	農業委員	青木 文男	077-558-1262	井上
	美之郷・浅柄野・雨丸	農業委員	中島 豊勝	077-558-0444	片岡兵
	片山・走井・成谷	農地利用最適化推進委員	片岡 兵藏	077-558-0093	中島
葉 山	伊勢落・林	農業委員	武村 秀夫	077-552-3132	林悦
	六地蔵	農業委員	林 悦子	077-552-3713	武村一
	小野・手原・大橋	農業委員	小山 邦一	077-551-0710	深尾
	宅屋・出庭	農地利用最適化推進委員	深尾 喜廣	077-553-2713	松村
	中	農地利用最適化推進委員	松村 洋子	077-552-3807	小山
	辻・小坂・今土	農地利用最適化推進委員	武村 一	077-552-0441	武村秀
治 田	下戸山	農業委員	中井あけみ	090-3942-4503	小林
	目川・岡	農業委員	小林 健治	077-553-1774	中井あ
	安養寺・坊袋・川辺	農地利用最適化推進委員	吉川新太郎	077-552-3548	林久
	上鉤・下鉤甲・下鉤乙・ 下鉤糠田井	農業委員	林 久	077-552-4557	片岡都
	小柿・小柿第1・新屋敷・中沢	農業委員	片岡 郁雄	077-552-1363	吉川
大 宝	蜂屋・野尻・苅原	農業委員	林 正和	077-552-0051	中井栄
	縷第1・縷北・縷南	農業委員	中井 栄夫	077-552-0353	林正
	市川原・笠川・霊仙寺	農業委員	杉田 健一	077-598-5368	駒井
	小平井・北中小路・十里	農業委員	駒井 英祐	090-9865-5381	杉田

※ 担当者に連絡が、繋がらない場合は、事務局から連絡します。

☆総会日程☆

- 第 21 回栗東市農業委員会総会 ・ ・ 令和 4 年 4 月 11 日(月) 午前 9 時 30 分～ 場所:市役所庁舎 4 階 協議会室  
 第 22 回栗東市農業委員会総会 ・ ・ 令和 4 年 5 月 10 日(火) 午前 9 時 30 分～ 場所:市役所庁舎 4 階 協議会室  
 第 23 回栗東市農業委員会総会 ・ ・ 令和 4 年 6 月 10 日(金) 午前 9 時 30 分～ 場所:市役所庁舎 2 階 第 1 会議室

第 2 3 期栗東市農業委員会 会長：武村秀夫 副会長：林 久  
 編 集：栗東市農業委員会農政・広報部会 農政・広報部会長：小山邦一  
 農政・広報部会員：小山邦一 / 杉田健一 / 中井あけみ / 青木文男 / 中井栄夫 / 駒井英祐  
 発行日：令和 4 年 3 月 10 日(木) 発 行：栗東市農業委員会 TEL:077-551-0319 FAX:077-551-0148